

## 宍粟市プロモーションカー貸出要領

### (目的)

第1条 この要領は、宍粟市が所有するプロモーションカーの貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

### (管理)

第2条 プロモーションカーの貸出、保管及び保守等の管理業務は、公益財団法人しそく森林王国観光協会（以下「管理者」という。）において行うものとする。

### (貸出対象)

第3条 プロモーションカーの貸出対象は、プロモーションカーの露出により宍粟市の知名度向上に資するイベント等とする。

2 プロモーションカーの貸出を受けることができる者は、次に掲げる団体等とする。ただし、業とする者又は収益活動を主目的とする者は除く。

- (1) 観光イベントを開催する団体等
- (2) 地域イベントを開催する市内の自治会等
- (3) 宍粟市及び管理者の斡旋により観光イベント等に参加する団体等

### (使用許可)

第4条 プロモーションカーを使用しようとする者は、あらかじめ管理者に使用許可申請を提出し、使用の許可を受けなければならない。

2 管理者は、許可に際し、プロモーションカーの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）と貸借契約を締結するものとする。

### (許可の取消し)

第5条 管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき
- (2) 許可を受けた使用目的以外にプロモーションカーを使用し、又は使用しようとするとき
- (3) プロモーションカーを損傷し、又はそのおそれがあるとき
- (4) 管理者の指示に従わないとき
- (5) 使用許可の条件に違反したとき
- (6) プロモーションカーの使用に関し、法律、条例に違反する行為をしたとき
- (7) その他、プロモーションカーの管理上支障があるとき

### (使用許可の変更)

第6条 使用者は、当該許可を受けた事項を変更し、又は使用を中止しようとするときは、管理者の承認を受けなければならない。

### (使用料)

第7条 プロモーションカーの使用料は、無料とする。ただし、プロモーションカーの使用に伴う燃料、運搬等に係る経費については使用者の負担とする。

### (使用許可の期間)

第8条 プロモーションカーの使用許可期間は、1回の申請について5日間を限度とする。

(使用者の責務)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守し、プロモーションカーの適正な使用を心掛けなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用し、管理者の指示する条件に従うこと。
- (2) 第三者に使用に関する権利を譲渡し、又は転貸しをしないこと。
- (3) 使用を終えたのちは、すみやかに返却すること。
- (4) 物品が損傷等した場合は、使用者の責任において弁償すること。
- (5) 使用期間や目的に変更が生じた場合は、ただちに変更許可申請を行い、管理者の許可を得ること。
- (6) 法律、条例に違反する使用をしないこと。
- (7) その他職員の指示に反する行為をしないこと。

(指示)

第10条 管理者は、プロモーションカーの管理のため必要があると認めるときは、使用者に対し、管理上必要な指示を行うことができる。

(プロモーションカーの返却)

第11条 使用者は、プロモーションカーの貸出期間が満了するとき、第5条の規定による許可の取り消しを受けたとき、又は使用許可を受けたプロモーションカーを使用する必要がなくなったときは、貸し出しを受けたプロモーションカーの清掃及び点検並びに燃料の補充を行い、直ちに返却しなければならない。

2 使用者は、プロモーションカーを返却する際に実績報告書を管理者に提出しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、故意又は過失によりプロモーションカーを毀損し、汚損し、又は滅失したときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 使用者の責めに帰すべき理由により、事故が発生し、又は第三者に損害が生じたときは、速やかに管理者に報告のうえ、使用者の責任においてこれを処理するものとする。

(免責)

第13条 使用者は、プロモーションカーを自己責任の下で使用するものとし、使用中の事故又は使用者の健康上の被害について、市及び管理者は一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年5月8日から施行する。